

# 審査意見書

環境影響評価実施者

都市計画決定権者

兵庫県知事 貝原俊民

東播都市計画道路1.4.1号東播磨南北道路に係るに環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に関し、環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）第20条第1項の規定に基づく審査意見は、下記のとおりである。

平成12年3月30日

兵庫県知事 貝原俊民

## 記

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の観点から審査を行った。

当該事業は、東播磨地域の南部と内陸部を結ぶ延長約7.7kmの自動車専用道路の建設であり、現在整備が遅れている当地域南北間の幹線道路軸を強化し、地域間の交流連携を促進するために実施するものである。

準備書では、環境影響評価の対象としたすべての項目で、環境保全目標を満足しており、本事業の実施が地域の環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、予測年次（平成22年）に至るまでの間において、関連道路の供用時期の不整合等から、局所的な交通渋滞などによる影響が生じるなど、現時点では予測できない事項や著しい影響が生じるおそれがある場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずる必要がある。

また、計画路線周辺は、水田や多くのため池に特徴づけられる自然環境を有する地域であり、このような地域における新たな道路のルート設定については、貴重な動植物が生育するため池や水田等の湿地の分断を回避することが望ましいが、やむを得ずこれらを改変する場合には、その影響を最小限のものとすることが肝要である。

このため、事業実施に当たっては、準備書記載の環境保全対策を着実に実施するほか、次の環境要素ごとに述べる事項に留意する必要がある。

## 1 大気汚染

道路供用時の浮遊粒子状物質については、拡散メカニズムに未解明な点が多いことから、予測・評価の対象としていないのはやむを得ないが、近年道路沿道におけるディーゼル黒煙の問題が顕在化していることから、ディーゼル車の単体対策の進展を待つだけでなく、道路建設事業においても可能な対策を検討する必要がある。特に特殊部の設計に当たっては、必要に応じて、例えば法面の植栽等による緩衝機能の確保や道路勾配の緩和など、ディーゼル黒煙による影響を低減できるよう検討する必要がある。

## 2 水質汚濁

事業実施に際しては、ため池をできるだけ現況のまま保全するよう、改変を加える部分を最小にするとともに、橋梁工事に伴い発生する処理水については、ため池に直接放流しないよう配慮し、早期に環境回復できるよう適切な措置を講ずる必要がある。

## 3 騒音・振動

騒音については、環境保全目標を満足するとしているが、これまで道路交通騒音の直接的な影響が少ない地域に自動車交通による新たな負荷が加わることとなるため、事業実施に際しては、詳細設計の結果に基づきその影響と対策を検討する必要がある。

また、周辺地域への影響に配慮して工事計画を策定し、工事内容等を事前に十分説明することにより、周知を図る必要がある。

## 4 植物

計画路線周辺地域は、多くのため池が分布し、特徴的な生態系が形成されている地域である。

このため、本来直接ため池を改変することを避けることが望ましいが、道路の線形上やむを得ない場合には、これらの生態系の保全に細心の注意を払う必要がある。また、貴重種の保全については、回復不可能な変化が起こる可能性があるため、十分な調査を行った上、仮移植等を検討する必要がある。

## 5 動物

計画ルートは、水田やため池を通過する計画となっていることから、水生生物の生息域が分断され、各個体群が孤立するおそれがある。特に、ため池部分については極力高架構造とし、やむを得ぬ場合においてもコルゲート等の移動経路を確保する必要がある。

特に、ダルマガエルは、地域内の水田等の湿地内には、ある程度の個体数の生息が推定されるが、この地域の生態系の上位種に位置づけられ、「兵庫の貴重な自然 - 兵庫県版レッドデータブック - 」のAランクに指定されているものであることから、実態調査の結果を踏まえ、移動経路の確保など道路構造への配慮により、生息域の分断の回避等影響が小さくなるよう具体的に検討する必要がある。

## 6 生態系

計画路線が通過するのは、県内で絶滅したと考えられていたフサタヌキモ、その他多様な水生生物が確認されるなど、貴重な自然環境が残されている地域といえる。このため、事業の実施までに計画路線及びその周辺地域において、これらの存続のための条件についての情報収集に努め、必要に応じて専門家の意見を聴くなどし、適切な環境保全対策を検討する必要がある。

なお、これらの水生生物の生息環境は、改変に対して脆弱であり、局所的な生物生息空間が事業の実施により回復不可能な影響を受ける可能性があるため、事業の実施に当たっては、この地域特有の生態系を可能な限り現状のままの形で残すよう特段の配慮を行う必要がある。

## 7 景観

景観については、詳細設計に当たって日常なじんでいる景観とのバランスを図りながら検討を行う必要がある。

## 8 事後監視調査

自動車交通によるS P M対策の検討のため、供用後の環境監視地点であらかじめ現況を把握しておく必要がある。

また、フサタヌキモ、ダルマガエル等水生生物に関するモニタリングについては、関係機関の協力を得て実施し、影響評価の結果を点検することが重要である。

これら事後監視結果については、定期的に公表するとともに、工事中の環境保全対策の実施については、現場施行責任者の管理のもとで確実に行われるような体制を設ける必要がある。

## 9 地域住民への配慮等

事業の実施に当たっては、地元住民からの要望・苦情等に適切に対処することが必要である。特に、地域の分断や道路構造に関し、第2ランプ～第3ランプ間の一部の住民から強い反対意見が出されていることに鑑み、事業実施に当たっては、加古川市と連携して住民との対話を十分に行う必要がある。